

荒尾市民病院
売店運営事業仕様書

令和2年12月24日

荒尾市民病院

1 件名

荒尾市民病院売店運営事業 一式

2 概要・目的

本業務は、荒尾市民病院（以下「当院」という。）において、飲食物、日用品、診療材料等の販売を行うことにより、病院利用者等の利便性の向上、職員の福利厚生の実をを図ることを目的とする。

3 期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日

4 履行場所

熊本県荒尾市荒尾 2600 荒尾市民病院 1階

5 病院の概要

【開設者】荒尾市長 浅田 敏彦

【病院事業管理者】大嶋 壽海

【院長】勝守 高士

【所在地】熊本県荒尾市荒尾 2600

【許可病床数】274床（一般270床、感染症4症）

【診療科目】26科

内科、小児科、循環器内科、脳神経内科、呼吸器内科、血液内科、消化器内科、糖尿病・内分泌内科、腎臓内科、緩和ケア内科、泌尿器科、皮膚科、放射線治療科、画像診断・治療科、外科、脳神経外科、産婦人科、整形外科、形成外科、リハビリテーション科、救急科、眼科、耳鼻咽喉科、病理診断科、麻酔科、精神科

【看護配置基準】一般病棟7対1

【施設の概要】敷地面積 33,640.12平方メートル

【職員数】約600人（非常勤、パート、委託、派遣職員含む）

【1日当り患者数】（入院）約230人
（外来）約350人

6 売店等業務の概要

（1）店舗等の面積

荒尾市民病院1階 66.00㎡（出店箇所）

（2）店舗場所の図面

別紙1のとおり

(3) 営業日・時間

原則下記のとおりとするが、年末、年始、連休等の休診日における休業または営業時間の拡大・短縮については、各事業者からの提案も可とする。

日曜日～土曜日（年中無休）

午前8時00分～午後7時

(4) 運營業務内容に関する条件

<取扱商品>

- ・飲料、菓子類
- ・軽食（弁当、惣菜、おにぎり、パン、サンドイッチ、スイーツ 等）
- ・文具、日用雑貨、傘、杖類、新聞、雑誌 等
- ・入院生活に必要な日用品類
- ・当院が要請する医療衛生材料 等
- ・切手、印紙 等
- ・その他、利用者にとって利便性のあるもの及び受託者が提案する商品等

<取扱禁止商品>

酒類、タバコ、成人向け図書、その他当院が療養に適さないと判断する商品は取り扱わないこと。

<販売価格>

地域の標準的な価格を参考にして、できるだけ安価に設定すること。

<その他提供サービス>

利用者の利便性向上につながる提供可能なサービスをできるだけ提案すること。

<ごみ処分>

売店運営にて発生した事業ごみについては、当院のルール及びに関係法令を遵守し処分すること。

7 出店に当たっての留意事項

- (1) 売店等業務の概要に示す営業日、営業時間、販売品目等については、当院が設ける基準条件であり、具体的な運営内容については出店事業者から提案された企画提案書に基づき当院と協議の上、決定する。
- (2) 案内看板等を設置する場合は、事前に当院の承認を得ること。
- (3) 店舗計画等の変更が生じた場合は、直ちに当院と協議すること。
- (4) 商品等の搬入時間帯及び経路については、当院の承認を得ること。
- (5) 店内はもとより物品の搬出入ルート等は常に整理整頓や清潔保持に努めることとし、店内にあっては当院と連携して、定期的に専門の業者による清掃や害虫駆除等を行うこと。
- (6) 大規模な災害の発生時は、商品在庫を提供する等、可能な限り協力すること。

- (7) 食中毒等の防止には万全を期すこと。
- (8) 使用財産を転貸し、又は使用権を譲渡しないこと。ただし、フランチャイズ方式は可能とするが、責任を明確に説明できる資料を提出し、当院の承認を得ること。
- (9) 酒類、タバコ、成人向け図書、風俗販売、その他当院が療養に適さないと判断する商品は取り扱わないこと。
- (10) 車椅子利用者や体の不自由な方が利用しやすいよう物品等の陳列には十分配慮すること。
- (11) 現在店舗内に設置している設備及び備品等については再利用も可能とする。
- (12) 事業に必要な契約駐車場・駐輪場及び従業員の駐車場・駐輪場は出店事業者の責任において確保すること。
- (13) 薬局（調剤薬局含む。）の提案は不可とする。
- (14) 関係法令に基づき、営業に必要な申請・届出等は出店事業者が行うこと。
- (15) 感染症病床の入院患者につき、商品の世及び現金の授受が困難なため、時間、商品を限定して電話注文及び納品。また、退院後の請求書支払いを可能とすること。

8 使用料等

次に掲げる価格の合計額を使用料として毎月徴収する。

- (1) 施設使用料
 - ・運営事業者は売店の設置に使用する部分について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づき、行政財産の貸付け（以下「貸付け」という。）により使用することとする。
 - ・売店及び自動販売機について、貸付けに対して使用料（消費税及び地方消費税込）を負担すること。
 - ・使用料（土地・建物・自動販売機）については、荒尾市行政財産使用条例に基づき算定する。使用料は別表により算定した金額とする。
- (2) 電気・光熱水費
使用量（実費）に応じた月額 とする。
- (3) その他事業の運営
自動販売機（現設置台数 10 台）、公衆電話（現設置台数 4 台）を設置すること。
台数については別途協議可とする。
- (4) 維持管理責任
 - ・対象施設内とその周辺の清掃及び消毒は運営事業者が行うこと。
 - ・廃棄物の処理は運営事業者が行うこと。詳細は別途協議する。
 - ・関係法令等を遵守し、衛生管理を徹底すること。

9 費用負担

- (1) 出店にあたり必要な改装や設備に要する費用及び運営にあたって必要な備品等に係わる費用は、出店事業者の負担とする。ただし、施工内容等については病院担当者及び電気主任技術者と十分に打合せを行った上で、当院と積極的に連携を図り、確実な事業の立上げを行うこと。
(※電気・建築・空調・衛生・機器等の施工図及び竣工図を作成し、提出すること。)
- (2) 業務の契約期間が終了した場合又は期間の途中で業務を廃止した場合における撤収費用及び原状回復に関わる費用は、出店事業者の負担とする。
- (3) 内線電話は当院にて設置する。ただし、外線使用時に係る使用料等は出店事業者の実費負担とする。
- (4) 当院側の事由により改装等が生じた場合の費用負担区分は、当院と出店事業者間で協議して決めるものとする。

10 運営上の基本条件

- (1) 当院が許可財産の保安上必要な措置を命じた時は、これに従わなければならない。
- (2) 許可財産の保全のため、立入または現地調査を拒んではならない。
- (3) 許可財産を許可した用途もしくは目的外に使用し、他人に転貸し、担保に供してはならない。
- (4) 出店事業者は、故意または過失により当該許可財産を滅失、棄損または汚損など原形を変形してはならない。
- (5) (3) 又は (4) の条件に違反したときは、当該許可財産の原状回復または損害賠償を命ずることがある。
- (6) 店舗での住込みは行わないこと。
- (7) 店舗の運営に際し、従業員及びその他使用人の健康管理を行い、定期的健康診断や検便検査等を行うこと。なお、当院からの照会があった場合は、遅滞なくその情報を公開すること。
- (8) 店舗内で常駐する従業員には、病院における売店等業務であることの自覚を持ち、清潔感ある身なりで業務にあたる（名札必須、ユニホーム着用が望ましい。）ことはもとより、利用者に対し親切かつ丁寧な接客対応に努めること。また、出店事業者は、これを遂行するため、積極的な接遇研修の啓発、実施に努めること。
- (9) 当院が出店事業者に出席を求める会議、研修、防災訓練等には可能な限り出席すること。
- (10) 医療衛生材料等当院からの販売依頼があった場合は、迅速に対応し、患者様の利便性の向上に努めること。
- (11) 店舗の売上額その他の店舗経営に関して当院が求める情報は、毎月書面をもって報告すること。
- (12) 使用料については、(11) の報告に基づき当院から月単位で請求書を発行するため、

受理後 30 日以内に当院指定口座へ請求額を納入すること。

- (13) 出店事業者は、従業員の雇用にあたって、個人情報保護の重要性につき指導・教育を徹底すること。
- (14) 工事期間中は、仮店舗を当院と協議の上、設置すること。また、光熱水費については、実費額を受託者へ請求する。
- (15) 本事業に関連する利用者からの意見・クレームに対して真摯に対応すること。

1 1 その他

- (1) 契約期間中に当院から貸付場所の移転等の申入れがあった場合は、協議に応じること。
- (2) 本仕様書に疑義があるときは、双方協議し、決定するものとする。